

令和6年1月31日

米原市議会議長 矢野邦昭様

総務産業建設常任委員会委員長 吉田周一郎



県北部地域の発展のため戦略的政策実現に向けた  
「北の近江振興プロジェクト」の実施を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり米原市議会議規則第14条第2項の規定により提出する。

## 意見書第1号

### 県北部地域の発展のため戦略的政策実現に向けた 「北の近江振興プロジェクト」の実施を求める意見書案

滋賀県は、近畿圏、中部圏および北陸圏とは、歴史的、文化的、経済的に深いつながりがある。その中において、長浜市、高島市および米原市（以下「北部地域」という。）は、「滋賀県の東および北の玄関口」として、中部圏および北陸圏との連携において、特に重要な地域である。

北部地域では、過去10年間に約1万7千人の人口減となっており、県全体における人口減の大部分を占めている。人口の流出は、地域経済の発展に大きな障壁となっており、県南部と比較して大きな格差が存在している。

そうした中、県においては、令和5年度から5年間を期間とした「北の近江振興プロジェクト」を実施されている。当該施策は、北部地域における移住・関係人口の3千人増を目標とし、北部地域の構成市が行う対象事業に補助を行うというものである。

当該施策は各市の既存施策の財源としては一定の効果はあると考えるが、北部地域の発展には、県と北部地域を構成する各市との強力な連携による経営戦略のイノベーションが必須であり、都市計画制度や農業振興地域制度などの土地利用規制に係る諸制度の運用に関しては、計画と規制、さらには各市のまちづくりに係る構想とが有機的に結びつき、単なる縦割りの行政運営ではなく、地域の発展を見据えた「地域経営」の概念がその本質になければならない。

国は、前述の各土地利用規制に関しても、各法令等に基づいて、いわゆる「技術的助言」を行うが、これはあくまでもガイドラインであり、各法令の解釈運用は、自治体の自立的な運用に基づかなければならない。そして、当該運用に当たっては、前述のように、各市町と連携の上、県土の均衡ある発展を目指さなければならないものと考える。

さらに、現在、本市においては、JR米原駅東口周辺の開発について、プロポーザルによる事業者誘致を開始しようとしている。また、これと呼応し、事業者の立地に向けた各種助成制度を定めた条例の制定に向け、事務執行を図っているところである。当該区域には、県有地も含むことから、事業者誘致に向けた県の積極的な関与を期待するところである。

昨年の10月16日には、滋賀県市議会議長会を通じて、「県東北部圏域振興に向けた都市拠点の形成に対する支援について」要望書を提出している。

当該要望に記載の内容および土地利用規制の諸制度に関する県の積極的な運用ならびに前述の米原駅東口周辺の将来展望は、北部地域振興のためにも欠くことのできない重要な課題である。

北部地域の振興には、県と北部地域の各市が連携を強化し、「真の」北部地域振興に向けた戦略的な政策連携が必須である。

よって、本市議会は、滋賀県知事に対し、以下の事項を強く要望する。

#### 記

- 1 「令和6年度滋賀県予算編成及び施策に関する要望書(令和5年10月16日提出)」記載の北部地域各市の要望事項の実現を図られたい。
- 2 J R 米原駅東口周辺の開発に関し、本市と連携の上、事業者誘致に向けた県の積極的な支援を求める。
- 3 都市計画法に基づく区域区分の見直し、および農業振興地域の区域の変更に係る県知事の同意等に当たっては、北部地域各市の意見を十分に踏まえ、地域の発展に即した運用を図られたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年1月31日

滋賀県米原市議会

提出先 滋賀県知事